

## 2024年度 県政運営に関する提案・要望（知事へ提出）

（前文略）

### 【物価高騰と賃金向上対策、子育て支援対策】

1. 県賃金向上推進事業の拡充、中小業者支援対策を充実すること。「最低賃金の引き上げ」と全国一律最賃制度の創設、中小企業支援策の充実（社会保険料の支援など）とともに国に求めること。
2. 小中学校給食費の保護者負担を無償にするため、県として市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じること。財政措置を国に求めること。
3. 学童保育料の利用料軽減措置を拡充すること。保育料無償化を推進すること。
4. 大学生・短大・専門学校生、ひとり親の生活支援を継続・拡充すること。フードバンクなど市町村、民間の取り組みを支援すること。
5. 電気代の引き下げを電力会社・政府に求めること。
6. LPガス利用者（家庭・事業者）の負担を軽減する対策をとること。
7. 私立高等学校授業料軽減補助は、授業料助成上限額を引き上げ、入学時納付金（入学金・施設整備費）や諸経費を含んだ毎月の納付金を対象にすること。
8. 「低所得世帯の冬の生活応援事業」（福祉灯油）の対象を住民税均等割のみ非課税世帯や生活保護世帯に広げ、助成額増額を継続すること。市町村に事務費を交付すること。
9. 政府補正予算による介護職員及び障害福祉職員の「賃金引上げ6000円」は極めて不十分であり、政府に抜本的な引き上げを求めること。県として処遇改善に努めること。
10. 保育士の配置基準の拡充を国に求めること。県独自に配置基準を拡充すること。
11. 学童保育の指導員の処遇改善を行うこと。
12. 大学生に対する給付型奨学金制度の対象を抜本的に拡大すること。
13. インボイス制度導入の中止を政府に求めること。フリーランスに対する相談支援、小規模事業者への支援を強化すること。地元発注を強めること。
14. 消費税の緊急減税を国に求めること。

### 【医療・福祉・ジェンダー】

15. 新型コロナが医療・介護・福祉の現場に、引き続き人的・経済的負担を与えている現状に即して、患者・利用者の安全確保と従事者の処遇改善の立場から、5類化前の支援をおこなうこと。
16. 高すぎる国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げることを目指し、基金の最大限の活用を図ること。子どもの均等割りを撤廃すること。国に公費投入を求めること。

17. 地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減を中止すること。OECD加盟国でも貧弱な医師・看護師養成と配置定数の見直しと処遇改善など医療体制の抜本的な拡充を国に求めること。県として処遇改善を図り、奨学金制度を拡充すること。
18. 奨学金拡充など介護・福祉などの職員養成を進め、事業所等の職員確保策を支援すること。国に対して抜本的な処遇改善を始めとする実効性の有る確保策を求めること。
19. 生活保護の申請は国民の権利であることを周知し、扶養照会を行わないこと。
20. 介護保険料引き下げと、低所得者を始めとする保険料・利用料軽減の拡充、及び必要なサービスの確保を図ること。介護保険事業にとどまらない老人福祉の充実を図ること。
21. 後期高齢者医療保険料の引き下げを行うこと。
22. 困難な問題を抱える女性への支援体制構築のため女性相談員の常勤化、処遇改善を図ること。都道府県計画策にあたっては、実態調査を進め、ライフステージに沿った支援計画を策定すること。
23. 「生理の貧困」を女性の人権ととらえ、公共施設や学校トイレなどに生理用品を配置すること。国へ財源も含め要望すること。
24. あらゆる分野でジェンダー平等の推進に取り組むこと。アンコンシャスバイアス解消に向けた取組、政策決定の場（管理職・審議会委員等）の女性の比率を高めること。市町村の取り組みに支援強化を行うこと。選択的夫婦別姓の実現、女性差別撤廃条約の選択的議定書批准、性暴力・DV被害支援の強化、セクハラ・パワハラ禁止を国に求めること。学校教育でLGBTQも含めたジェンダー平等教育計画を策定して推進すること。
25. パートナーシップ宣言制度は異性間のカップルも対象とすること。
26. 靈感商法等の悪質商法に対応する取組を強化すること。高校生、若者への啓発を強めること。
27. ひきこもりとその家族への支援について、支援件数や居場所の数などの数値目標を持って抜本的拡大を図ること。事業者・ボランティア組織等を支援し、研修等人材育成、訪問支援、居場所設置、地域ネットワーク構築、家族会の組織・支援を進めること。ひきこもり自立支援センター・巣立ちと保健所の相談支援を抜本的に強化すること。巣立ちの庄内での出張相談をおこない支所設置を図ること。精神障害者健康福祉手帳を高年齢（65歳以上）の認知症の方に交付する自治体が全国で広がっている。山形県も交付を進めること。

### 【労働】

28. 企業の勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設ける勤務間インターバルの導入促進のため、事業所の実態調査と推進を図ること。
29. 女性・若者・障がい者の就労環境、ハラスメント対策など職場環境の改善を進めるため、職場環境改善アドバイザーを拡充すること。
30. 障害者雇用の法定雇用率（R6～法定雇用率アップ）の周知と

ともに、民間企業の障害者雇用を支援すること。

### **【防災・減災対策の充実】**

- 3 1. 能登半島地震も含めた近年の県内外の災害に学び、孤立集落対策、避難計画確立、避難所の資機材整備等の地域防災計画の点検・見直しと充実を図ると共に、土砂災害対策を始め、防災・減災対策の強化を図ること。
- 3 2. 生活再建支援制度の拡充を行うこと。避難所の強化と応急仮設住宅について人権を保障する基準を設けて整備を進めること。
- 3 3. 最上川や須川など大臣管理区間の整備計画実施を急がせること。河川の維持管理・老朽化対策、改修を進めること。流下能力向上対策を強化・継続すること。
- 3 4. 土砂災害警戒区域の再点検を急ぎ、点検方法や精度を最新の知見に基づき改善強化すること。土砂崩れ対策工事を進めること。そのための財源保障を国に求めること。
- 3 5. 道路の除排雪予算を確保すること。雪による事故防止に努め、中山間地、高齢者、障がい者、ひとり親などの雪下ろしを支援すること。全ての児童・生徒の通学路の安全確保のための除雪を徹底すること。国に財政支援の拡充を求めること。

### **【地球温暖化・エネルギー対策】**

- 3 6. 岸田政権の原発回帰方針に反対し、原子力に頼らない「卒原発」の姿勢を堅持し、引き続き国に訴えること。
- 3 7. 熱中症予防の広報啓発の推進し、クーラーの電気代を補助すること。また恒久的な制度（福祉灯油制度の夏版）を創設すること。
- 3 8. 再エネの導入は、売電収入を中心に地域に利益がもたらされる事を目的に据え、利益分配、健康被害・災害防止、自然環境・景観配慮等で住民合意を得ることを事業者に求めること。洋上風力も住民への十分な説明を行って合意が形成されることを条件とすること。
- 3 9. 地球温暖化対策を強力に進めること。徹底した省エネ・再エネの普及、プラスチックゴミの削減など循環型社会の実現を行うこと。県民運動を行うこと。

### **【農業】**

- 4 0. 家族農業・小規模農業支援を強化すること。また、国に対して所得補償・価格保障、コメ政策の抜本的転換、食料自給率引き上げの実効ある政策を求めること。
- 4 1. 有機農業を推進すること。減農薬を進め、農薬を極力使わないで済むような農業技術の開発研究と普及を一層進めること。販路拡大、販売方法改善・強化取り組みへの支援を強めること。
- 4 2. さくらんぼを始めとする果樹振興の上での最重要課題は人手不足対策であることに鑑み、費用対効果の不明確な施設の建設はおこなわないこと。

### **【交通】**

- 4 3. 米坂線の早期復旧を行うこと。
- 4 4. 地域公共交通の確保とともに交通弱者対策を始めとした市町村の対策を支援すること。
- 4 5. 国が公共交通に責任を持つことを求め、線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式や、JR米坂線の災害復旧を急ぐよう国に求めること。

- 4 6. 米沢トンネルは、途中駅住民の方の意見をよく聞くとともに、防災と安定運行の観点から、「現在の板谷ルート改良案」との比較検討を行い、費用対効果を再検討すること。見切り発車はしないこと。

### **【教育】**

- 4 7. 教員定数を充足させ教員未配置を解消し、20人学級を目指し教職員配置を拡充すること。「多人数単学級」を直ちに解消すること。
  - 4 8. 異常な長時間労働の是正のために、学校の業務削減を進めること。一年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
  - 4 9. 受験競争の低年齢化と学校間格差をもたらし、経済力による生徒の選別につながる進学校の中高一貫校化政策を見直すこと。庄内中高一貫校ではそうした弊害の発生を抑制する対策をとること。
  - 5 0. 次期山形県教育大綱、第7次山形県教育振興計画（～R6 現計画）の策定に当たっては、児童・生徒のストレスを拡大し「精神的幸福度」を低下させ、不登校・いじめ等の要因ともなっている競争主義と管理主義を見直し、一人ひとりの人間的成長を教育の最大の眼目とすること。全国いっせい学力テストの中止を国に求めること。
  - 5 1. 児童生徒の通学手段・連絡手段の確保充実を行うこと。
  - 5 2. 不登校、いじめ、暴力、自殺などに対応する教職員配置の拡充で、国のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に上乘せして、勤務時間の拡充を図ること。市町村の教育支援センター（適応指導教室）への人員配置等への支援をおこなって、不登校等児童生徒への公的支援の拡充を進めること。県教育センターの関連する機能を拡充すること。
  - 5 3. 困難な生徒の受け皿となっている通信制高校について、生徒の自立支援を十分おこない得る教職員配置を図ること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置すること。全日制から通信制への「編入」の実態について十分把握し、全日制的困難な生徒の対策も充実させること。
  - 5 4. 学校ICT化に伴う、学校現場・保護者負担をなくすこと。高校生タブレット導入に係る経費は公費負担で行うこと。
  - 5 5. 家庭教育は行政が家庭に介入せず、多様性と自主性を尊重すること。
- ### **【デジタル化】**
- 5 6. デジタル化は業者任せにせず、県が責任をもって運用できる体制をとること。個人情報保護に努めること。マイナンバーの取得の強制を行わず、監視社会づくりに用いないこと。デジタル化を理由に、人員削減を行わないこと。

### **【平和】**

- 5 7. 敵基地攻撃能力保有と先制攻撃戦略、大軍拡・負担増について、反対を表明し、政府に撤回を求めること。
- 5 8. 核兵器禁止条約批准を国に求めること。
- 5 9. 政府に、イスラエルの軍事行動を国際法違反と批判し、即時停戦するよう求めること。
- 6 0. 侵略戦争の反省と戦争の悲惨さを将来の世代に引き継ぐ事業をおこなうこと。

以上